

宮原保育所の 認定こども園化・民営化

有田市 市民福祉部 こども課

令和5年12月20日

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

（目的）

第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもに対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援事業を行うものは、認定こども園の認定を受けることができる

Q. 保育所と認定こども園の違いは？

A. 保育所では、就労などのため家庭で保育することができない保護者に代わって保育士が保育を行っています。認定こども園になると、従来の保育機能に加え、幼稚園教諭免許と保育士資格を持ち合わせた保育教諭による1日4時間の「教育の時間」が設けられ、幼稚園の機能や特徴が加わることで、幼児教育の充実が図られます。さらに認定こども園では、地域の未就学児などを対象とした親子の集いの広場の提供や子育て相談などの支援が充実するため、より保護者のニーズに沿った子育て支援を行う施設となります。

認定こども園での1日

	7:30	9:30	【共通利用時間】	13:30	18:30
3～5歳児	1号認定	教育時間のみ在園する子ども 教育標準時間(4時間)			
	2号認定	保育を必要とする子どもが 過ごす	保育を必要とする子どもが 一緒に過ごす	保育を必要とする子どもが 過ごす	
0～2歳児	3号認定	保育を必要とする子どもが過ごす			

※「保育を必要とする事由」・・・就労、産前産後、疾病・障害など

子育て支援事業

※地域における教育及び保育に対する需要に照らして当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供することとなっている

1. 親子の集い広場事業（園庭解放事業など）
2. 教育・保育相談事業
3. 育児支援家庭訪問事業
4. 一時預かり事業
5. 病児保育事業
6. 地域の子育てサークル及び子育てボランティアの育成支援事業 など

認定こども園化にあたっては、民間活力の活用も行っていきます。

国の動向（背景）

近年、急速な少子・高齢化の進行とともに、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育て支援に対するニーズも多様化しています。そのような中、平成27年に国による「経済財政運営と改革の基本方針2015」で公的サービスの産業化が示され、公立保育施設においても民営化が進んでいます。

市の動向

本市においても令和3年6月に「有田市立保育所再編基本計画」を策定し、適切な教育・保育環境を整備するため今後10年間にわたる方針を定めるとともに、より充実した教育・保育サービスの提供を推進するため公立保育所を民営化することを検討してきました。

目的

公立保育所を民営化することで、公営とは異なるオリジナルな視点やノウハウから、より柔軟で、きめ細やかなサービスの提供が得られ、近年多様化する幼児教育や保育に対する保護者のニーズに沿う、新たなサービスの創出が促進されます。

また、民営と公営が共存し、それぞれ特色ある教育・保育が展開されることで、保護者の選択肢が増えるとともに、子どもたちの豊かで健やかな成長につながられます。

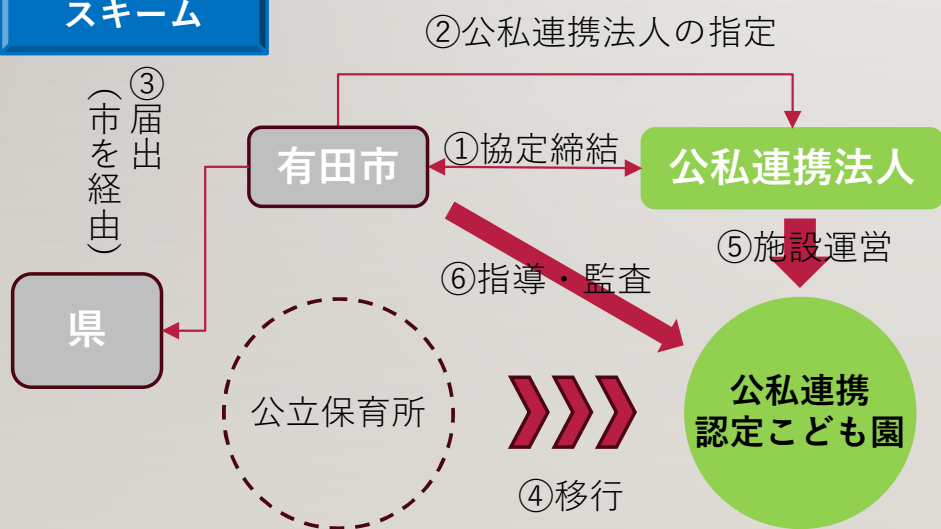
公私連携型認定こども園

認定こども園法 第三十四条（公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例）

民営化にあたっては、公私連携幼保連携型認定こども園とします。これは、法律（認定こども園法）で定められた新しい運営形態で、公募により選定した運営法人と連携協定を締結し、運営していくものです。

土地や建物など必要な設備を廉価で貸付等の支援を行い、運営を継続的かつ安定的に行えるようにするとともに、締結した協定に基づいた運営がされているか指導監督するなど、提供される教育・保育の機能に市が関与することができる制度です。

スキーム



【法人の指定】

公私連携施設について、当該施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人であると認められるものを、その申請により、市町村が指定することができる。法人の選定方法については、法律上特段の規定はなく、公正な手続きの上、選定すること。

【協定締結事項】

1. 名称及び所在地
2. 教育及び保育に関する基本的事項
3. 必要な設備の貸付、譲渡その他の協力に関する基本的事項
4. 協定の有効期間
5. 協定に違反した場合の措置
6. その他設置及び運営に必要な事項

宮原保育所（認定こども園）運営費モデルケース（想定児童数 145名）

公私連携	施設運営費 158,000,000円（公定価格に基づく）		
保育料等 保護者負担	施設型給付費		
	市負担分 1/4	県負担 1/4	国負担 1/2
13,000,000円	36,250,000円	36,250,000円	72,500,000円

○令和4年度
市負担分 130,000,000円
(公立は全額が市負担。一部交付税措置有)

※民間の認定こども園は、園児数に応じて国等（国1/2、県1/4）から施設型給付費（教育・保育に要する費用）が交付されますので、安定的な運営が見込めるとともに市の財政負担の軽減を図ることもできます。

民営化についてよくある質問

Q1 保育料が高くなりませんか？

保育料は、「子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」に基づき、市が決定しますので、市立と私立での違いはありません。したがって、民営化により高くなることはありません。

Q2 新たに費用が必要になりませんか？

保育料以外で、新たに保護者負担となる費用（制服代、教材費など）の導入については、三者協議会（運営法人、保護者、市）で話し合ったうえで決めていただくこととします。

Q3 民営化により、教育・保育の質が低下しませんか？

運営法人の選定にあたっては、教育・保育の実績や内容等を重視し選定します。なお、認定こども園の教育・保育については、国が定めた「認定こども園教育・保育要領」に基づき実施することとされています。

Q4 民営化後は、保育士数など減りませんか？

認定こども園の職員配置基準については、法令により定められていますので、民営化後も市と同じ基準で職員が配置されます。

Q5 民営化後、市が関わるものがなくなるのですか？

民営化後についても、運営法人と締結した協定内容が守られているか確認するとともに、必要に応じて助言・指導を行うなど一定の関与を保ち続けます。

Q6 民営化に伴い、保育士の先生方が総入れ替えになってしまうことになりませんか？

保護者の皆様のご不安は十分に理解しておりますので、現在の保育所の保育と、法人の保育理念、指針を融合し、保育園の運営に大きな変化が生じないように、円滑な移管に取り組みます。引継ぎ期間を十分確保しておりますので、お子様に混乱が生じないように進めて行きます。

Q7 運営法人の選定は、どのような方法で行うのですか？

より優良で意欲ある運営法人を幅広く募るため、公募とします。また、選定方法は、専門的な知識を有する者からなる選定委員会を設置し、応募法人に対し、書類選考やヒアリング、経営状況調査などを行います。

Q8 突然、運営をやめることはありませんか？

運営主体としての継続性や安定性等を総合的に審査して選定を行いますので、運営の継続が見込めない法人は選定されないと考えます。

③ 保育所等の認定こども園化・民営化スケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
宮原保育所	9月議会補正予算（設計・建築） ・公私連携法人選定	・三者協議会 (実施条件の確認、新たな保育の導入の検討など)		・合同保育	認定こども園（民営）	
そとはま保育所					認定こども園	
保田保育所	改築工事	園舎解体・園庭整備 新園舎・0歳児受け入れ			認定こども園	
古江見保育所	・0歳児受入れ停止	1歳児～保育	2歳児～保育			
宮崎町保育所			市内幼稚園の認定こども園化による 入所希望者の推移を確認			
初島幼稚園		認定こども園				
ぶっとく幼稚園			認定こども園			